

○観光庁告示第三号

高付加価値経営旅館等登録規程を次のように定める。

令和五年一月二十日

観光庁長官 和田 浩一

高付加価値経営旅館等登録規程

(目的)

第一条 この規程は、高付加価値経営旅館等及び準高付加価値経営旅館等の登録に関し必要な事項を定めることにより、旅館業等の経営の改善を図り、もってその生産性及び収益性の向上並びに旅館業等を営む者の従業員の待遇の改善に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において「旅館」とは、旅行者その他の者の宿泊に適するように造られた施設であつて和式の構造及び設備を主とするものをいう。

2 この規程において「旅館業」とは、旅館により旅行者その他の者を宿泊させる営業をいう。

3 この規程において「ホテル」とは、旅行者その他の者の宿泊に適するように造られた施設であつて旅館以外のものをいう。

4 この規程において「ホテル業」とは、ホテルにより旅行者その他の者を宿泊させる営業をいう。

5 この規程において「旅館等」とは、旅館又はホテルをいう。

6 この規程において「旅館業等」とは、旅館業又はホテル業をいう。

7 この規程において「高付加価値経営旅館等」とは、その宿泊客の滞在価値の向上による消費額の増加及び再訪の促進を図るため、経営指標等及び情報通信技術の活用、適切な労働環境の整備その他の取組を行うことにより、旅館業等の生産性及び収益性の向上並びに旅館業等を営む者の従業員の待遇の改善に向けた経営を行うものとして次条第一項の登録を受けた旅館等をいう。

8 この規程において「準高付加価値経営旅館等」とは、高付加価値経営旅館等に準じるものとして第十七条第一項の登録を受けた旅館等をいう。

（高付加価値経営旅館等の登録）

第三条 旅館業等を営む者は、その営む旅館業等に係る旅館等ごとに、観光庁に備える高付加価値経営旅館等登録簿に登録を受けることができる。

2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条及び第十四条第一項第一号において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する登録の実施又は登録をしないことの決定がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその登録の実施又は登録をしないことの決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

第四条 前条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、観光庁長官が別に定める書類を観光庁長官に提出するものとする。

（登録の要件）

第五条 第三条第一項の登録を受けようとする者は、高付加価値経営旅館等による旅館業等（以下「高付加価値経営旅館業等」という。）を適切に行うために必要なものとして観光庁長官が別に定める要件を満たす者でなければならない。

（登録の実施）

第六条 観光庁長官は、第四条の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録をしない場合を除くほか、次に掲げる事項を高付加価値経営旅館等登録簿に記載して、その登録をするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 三 登録を受けた旅館等の名称及び所在地

2 観光庁長官は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知するものとする。

（登録をしない場合）

第七条 観光庁長官は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第四条の書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないこととする。

一 第十四条第四号又は第七号から第九号までの規定により登録を抹消され、その抹消の日から五年を経過しない者

二 高付加価値経営旅館業等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかなる者

三 法人でその役員又は使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

2 観光庁長官は、前項の規定により登録をしないときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

第八条 高付加価値経営旅館業等を営む者は、第六条第一項第二号又は第三号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を観光庁長官に届け出るものとする。

2 観光庁長官は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を高付加価値経営旅

館等登録簿に登録するものとする。

（高付加価値経営旅館等登録簿の閲覧）

第九条 観光庁長官は、高付加価値経営旅館等登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

（廃業等の届出）

第十条 高付加価値経営旅館業等を営む者が次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を観光庁長官に届け出るものとする。

一 高付加価値経営旅館業等を営む者である個人が死亡した場合 相続人

二 高付加価値経営旅館業等を営む者である法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 破産手続開始の決定により解散した場合 破産管財人

四 高付加価値経営旅館業等を営む者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

（名称の使用）

第十一条 高付加価値経営旅館業等を営む者は、その営む高付加価値経営旅館業等に係る旅館等について、高付加価値経営旅館等という名称を用いることができる。

(財務諸表等の提出)

第十二条 高付加価値経営旅館業等を営む者は、毎事業年度の終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の営業に関する書類を観光庁長官に提出するものとする。

(指導等)

第十三条 観光庁長官は、高付加価値経営旅館業等を営む者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該者に対し、その業務の適正な運営を確保するため必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

一 この規程に違反したとき。

二 業務に関し公正を害する行為をしたとき、又は公正を害するおそれが大であるとき。

三 業務に関し他の法令に違反し、高付加価値経営旅館業等を営む者として不適当であると認められるとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

2 観光庁長官は、高付加価値経営旅館業等の適正な運営を確保するために必要な限度において、高付加価値経営旅館業等を営む者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 観光庁長官は、第一項の規定による指導、助言又は勧告をした場合には、その旨を公表することができる。

(登録の抹消等)

第十四条 観光庁長官は、高付加価値経営旅館業等を営む者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該者の営む高付加価値経営旅館業等に係る旅館等について、第三条第一項の登録を抹消するものとする。

一 登録の有効期間の満了の際、登録の更新の申請がなかったとき。

二 第五条に規定する要件を満たさなくなったとき。

三 第七条第一項第二号又は第三号に該当するに至ったとき。

四 正当な理由がなくて第八条第一項の規定による届出又は第十二条の規定による提出を怠ったとき。

五 第十条の規定による届出があったとき。

六 第十条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。

七 第十二条の規定により提出した書類に記載すべき重要な事項について虚偽の記載があることが判明したとき。

八 不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

九 前条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同項の規定による勧告に従わなかったとき。

十 高付加価値経営旅館業等を営む者から、登録の抹消の申請があつた場合において、その申請を相当と認めるとき。

2 第七条第二項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合について準用する。

（所在不明者の営む高付加価値経営旅館業等に係る旅館等の登録の抹消）

第十五条 観光庁長官は、高付加価値経営旅館業等を営む者の所在（法人である場合にあつては、その役員の所在）を確知できない場合において、その事実を公表し、その公表の日から三十日を経過しても当該者から申出がないときは、当該者の営む高付加価値経営旅館業等に係る旅館等について、第三条第一項の登録を抹消することができる。

（登録の抹消の公表）

第十六条 観光庁長官は、高付加価値経営旅館業等を営む者が第十四条第一項第三号、第四号又は第七号から第九号までのいずれかに該当したことにより、当該者の営む高付加価値経営旅館業等に係る旅館等について、第三条第一項の登録を抹消したときは、その旨を公表するものとする。

（準高付加価値経営旅館等の登録）

第十七条 旅館業等を営む者は、その営む旅館業等に係る旅館等ごとに、観光庁に備える準高付加価値経営旅館等登録簿に登録を受けることができる。

2 第三条第二項から第四項まで及び第四条から第七条までの規定は前項の準高付加価値経営旅館等

の登録について、第八条及び第十条から第十二条までの規定は準高付加価値経営旅館等による旅館業等（以下この項において「準高付加価値経営旅館業等」という。）を営む者について、第九条の規定は準高付加価値経営旅館等登録簿について、第十三条の規定は準高付加価値経営旅館業等を営む者に対する指導等について、第十四条から前条までの規定は準高付加価値経営旅館等の登録の抹消等について準用する。この場合において、第五条、第七条第一項第二号、第十四条第一項、第十条及び前条中「高付加価値経営旅館業等」とあるのは「準高付加価値経営旅館業等」と、第六条第一項及び第八条第二項中「高付加価値経営旅館等登録簿」とあるのは「準高付加価値経営旅館等登録簿」と読み替えるものとする。

（権限の委任）

第十八条 この規程に規定する観光庁長官の権限は、高付加価値経営旅館等若しくは準高付加価値経営旅館等又は第三条第一項若しくは第十七条第一項の登録を受けようとする旅館等の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任することができる。

附 則

この告示は、令和五年二月一日から施行する。